

平成 24 年 3 月 12 日

関係各位

(社)日本ホルスタイン登録協会

種畜の等級判定基準及び種畜証明書番号の改正について（連絡）

今般、農林水産省生産局畜産振興課から、標記について本年 1 月 4 日の家畜改良増殖法施行規則の一部改正に伴って、本年 4 月 1 日から「種畜の等級の判定基準」及び「種畜証明書番号」が別添（概略）のとおり改正される旨、連絡がありました。

種畜所有者への周知についてご協力下さいますようお願い申し上げます。